

# 感染対策指針

---

---



第5版 平成26年12月

埼玉医科大学 国際医療センター

# 国際医療センターにおける感染対策指針

## 1. 基本的考え方

埼玉医科大学国際医療センターの精神は patient oriented（患者中心主義）であり、安全で満足度の高い医療の提供を行い、かつ最も高度な医療水準を維持することを基本理念としている。

より質の高い医療を実践するにあたって、感染対策はその根幹をなすものである。病院内で生じる感染症は、患者の基礎疾患によって病態や重症度は様々であり、しばしば難治性である。さらに耐性菌の問題は、国内外を問わず医療界全体が取り組んでいる重要課題のひとつである。

現代の医療では、病院内で合併症として起こる感染症をゼロにすることは困難であるが、最小限にする努力を惜しんではならない。職員一同、安全で安心な医療の提供のため感染対策に努め、教育と実践を継続していくものである。

埼玉医科大学国際医療センター（以下「当センター」という）では必要な感染対策を遂行していくための委員会やチームを組織し、協力してこれにあたるものとする。

## 2. 委員会等組織に関する事項

感染対策委員会（Infection Control Committee）は包括的な感染管理プログラムのもと、感染対策室を設置し、関連して病院横断的な Infection Control Team（ICT）を組織する。病院長は ICT メンバーと、各部署から選出された感染対策実務者およびリンクナースを任命する。

さらにセンターの医療安全対策委員会や医療機器安全管理委員会、医薬品安全管理委員会、医療廃棄物処理運営委員会、労働安全衛生委員会等と連携し感染対策を遂行する。

なお、各種委員会や感染対策室については、それぞれの規則に定める。

- (1) 感染対策委員会は、感染対策室や ICT・感染対策実務者会議にて協議された事項を検討し、その上申に対して見解を示す。さらに必要な事項に関しては実施の決定を行う。
- (2) 感染対策室は、感染管理者としてそれぞれ専任の ICD（Infection Control

Doctor) と感染管理認定看護師 (Infection Control Nurse:ICN) を置き、感染対策委員会に必要事項や検討課題を提出する。

当センターにおける感染対策の中心的な役割を担う部署であり、感染対策委員会が決定した方針に基づき、組織横断的に感染対策の指導および実施に関する権限を持つ。ICD・ICN は症例や感染管理に関するコンサルテーション、職員教育・職業関連感染、感染発生時の対応を行い、指導的役割を持つ。

- (3) Infection Control Team (ICT) は感染対策室と協力し、感染対策を強力かつ円滑に実行していく。

ICTは、週1回の院内ラウンドおよび、職員教育、担当別のサーベイランス※、情報提供 (Infection Control NEWS の発行等) など院内における実践的な活動の役割を担う。

※担当別サーベイランス

- ・薬剤師：抗菌薬 (抗 MRSA 薬含む) の使用状況
- ・臨床検査技師 (細菌検査担当)：病棟別分離菌、耐性菌検出

- (4) ICT・感染対策実務者会議およびリンクナース会は、感染対策委員会、感染対策室 (ならびに ICT) と協力し、活動の推進に努める。

### 3. 職員に対する研修・教育

感染対策において、職員の教育は非常に重要である。医療従事者は、標準予防策をはじめとする感染対策の基本的考え方および具体的方策を身につけるために、研修・教育に参加する。

感染対策室は定期的な職種横断的講習会を開催し、各部署で勉強会を実施して継続的な教育に努める。また、感染対策室および感染対策委員会は、関連学会やセミナーへの医療従事者の積極的な参加を支援する。

さらに対象は、医療従事者のみならず患者や患者家族、学生・研修者、委託業者、ボランティアも含む。

### 4. 感染・感染症の報告

病院内で問題となる感染・感染症の発生を認めた場合には、ただちに病院長/感染対策委員長および関連部署に報告する。

また、感染症法で定められた疾患を診断した場合、保健所への報告は遅滞なく行

い、結核患者発生時など必要な場合は状況に応じて行政と相談のうえ対策をとるものとする。

## 5. 発生時の対応

病院内で問題となる感染・感染症の発生の報告があった場合、感染対策室を中心に迅速に対応する。状況に応じて、感染対策委員長の指示のもと緊急の対策会議（委員会）を開催し、関連委員会とも連携して対応にあたる。

感染対策室および対策会議（委員会）は、発生状況を分析し感染拡大を防ぐとともに、再発防止策を立案する。また、これらの情報を職員に提供し、共有する。さらに、改善策の実施状況を評価し必要に応じた指導を行う。

## 6. 当指針の閲覧

当指針は、当センターホームページにて閲覧可能である。

本指針は、患者およびその家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応ずる。

## 7. その他

当センターは、埼玉医科大学病院や埼玉医科大学総合医療センター（川越）、また関連する地域の病院と連携をはかる。

本指針は、感染対策委員会の議を経て、経営推進会議の承認の下に策定および変更するものとする。

### 改訂歴

第1版平成19年7月

第2版平成20年12月

第3版22年3月

第4版平成24年11月

第5版平成26年12月